高齢者など買い物困難者支援モデル事業

平成28年6月から買い物に困っている方の支援のあり方を検証するため、モデル事業として、グリーンコープ生活協同組合ふくおかに委託し毎週木曜日に移動販売を実施しています。

買い物支援のほか民生委員さんの協力により買い物に来ていただいた方への声かけ、見守りを行っています。

1箇所あたり平均20名弱の利用があり、毎週買い物を楽しみにしている方や、1週間分の食材を購入する方もいるなど、ニーズがあることが確認できました。

29年度は、実施回数を週1回から2回に増やし、8箇所において移動販売を実施し、全面展開の可能性を検証する予定です。

■28年度実施箇所
安雲拓心苑デイサービスセンター、東上集会所、唐原コミュニティセンター、デイサービスセンターさざんか荘、吉岡公民館

●問い合わせ先　長寿福祉課　福祉医療係　TEL 72-3111(内線167)

平成28年度 地域づくり活動事業成果発表会のお知らせ

今年度も数々の地域づくり活動が行われ、多くの方が様々な取り組みに汗を、知恵を絞ってきました。1年の締めくくりに、それぞれの活動成果と来年度の計画を発表します。また当日は、ふくおかNPOセンターから古賀桃子氏をお迎えして講評をいただきます。

地域づくりに関心のある方や、これから活動に取り組もうとお考えの方、まちの地域づくりの様子をご覧になりたい方など、どなたでもご参加いただけますので、ぜひご来場ください。

■日　　時　3月5日(日) 11:00～14:00
■場　　所　懐旧館(中央公民館支館)

●問い合わせ先
企画情報課 企画情報係 TEL 72-3111(内線123)

上毛町文化と歴史を学ぶ会 文化講演会のお知らせ

ＮＨＫ土曜ドラマ「忠臣蔵の恋　四十八人目の忠臣」で注目された四十七士の一人、礒貝十郎左衛門の子孫で町内在住の礒貝良洋さんに十郎左衛門の遺品を見せていただき十郎左衛門について話していただきます。多くの皆さんのご来場をお待ちしています。

■日　　時　3月23日(木) 受付10:00　開演10:30
■場　　所　げんきの杜 多目的ホール
■演　　題　「赤穂四十七士　礒貝十郎左衛門と上毛町在住の礒貝家の関係と遺品展示」
■講　　師　礒貝　良洋 氏
■参　　加　どなたでも自由にご参加ください。参加費は無料です。
■後　　援　上毛町教育委員会

●主催・問い合わせ先
上毛町文化と歴史を学ぶ会 TEL 72-2480(飯田)

不法投棄は重罪です！！

不法投棄は、単に美観を損ねるだけでなく、不衛生で危険な生活環境を生み出し、地域の生態系に悪影響を与えます。将来を担う子どもたちのためにも、モラルと責任を持ってルールを守り、美しい上毛町をつくりましょう。

また、不法投棄は違反者に「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金」が科せられる重罪です。不審な人や車両を見かけた場合は、住民課住民福祉係または豊前警察署まで連絡をお願いします。

●問い合わせ先　住民課 住民福祉係　TEL 72-3111(内線143)
豊前警察署　生活安全課防犯係　TEL 82-0110

※風呂がまや畔シートなどの不法投棄

平成29年度就学援助費について

経済的理由により就学が困難であると認められる小・中学校に通学する児童・生徒の保護者へ、義務教育にかかる費用の一部(給食費・学用品費など)を援助しています。

■援助対象者
・生活保護法による要保護者で、教育扶助を受けていない方
・生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた方
・町民税が非課税、または免除になった方
・国民年金の掛金または国民健康保険税が、免除または徴収猶予になった方
・児童扶養手当を受けている方
・ＰＴＡ会費など学校納付金の減免を受けている方
・その他特別な事情により教育委員会議で認められた方

■申込期間　4月3日(月)～17日(月) 8:30～17:15(土・日を除く)
■申請書(案内文)配布先
在学している学校(新小学校2年生から中学校3年生まで)
教務課　学務係(新小学校1年生)
■申 込 先　教務課　学務係
■提出書類　申請書※その他、申請の際に必要な書類は、案内文をご覧ください。
所得課税証明書(平成29年1月1日現在で上毛町に住民票がない方のみ)
個人番号確認書類
■認定方法　学校長及び民生委員の意見を聞き、教育委員会議において認定審査を行います。同居されている方の所得状況なども含め、総合的に判断します。

●問い合わせ先
教務課　学務係　TEL 72-3111(内線178)
または各小・中学校

公立小中学校講師など登録者募集

福岡県公立小中学校(行橋市、京都郡、豊前市、築上郡)の講師など登録者(常勤・非常勤)を募集しています。

■教　　科　小学校、中学校各教科
■資　　格　希望する校種の有効な教員免許状を所持していること
■給与待遇
◎常勤講師　経験に応じ月19万円～30万円程度(別途各種手当、社会保険など有)
◎非常勤講師　勤務形態による
■登　　録
「福岡県公立学校講師志願書」の提出(郵送可)が必要
※志願書は、福岡県のホームページからダウンロードすることもできます。

●問い合わせ先
福岡県教育庁京築教育事務所　総務課　教職員係
TEL 83-3604

年金に係る特定期間・特例追納制度について

○特定期間について

国民年金の第３号被保険者が、配偶者(第２号被保険者)の退職やご本人の収入が増加したこと等によって扶養から外れた場合には、第１号被保険者への切替手続きが必要です。

この切替手続きが２年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかった期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります。(ただし、年金額には反映しません)

○特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年４月１日から平成30年３月31日までの３年間、特定保険料を納付(特例追納)することで年金額を増やすことができる場合があります。(既に年金を受け取っている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります)

【特例追納の対象期間】
■特例追納する時点で60歳未満の方
承認があった月前10年以内の期間
■特例追納する時点で60歳以上の方
50歳以上60歳未満であった期間

●問い合わせ先
小倉南年金事務所　TEL 093-471-8873
住民課　住民福祉係　TEL 72-3111(内線142)

農業者年金に加入しませんか 農業に従事する方なら広くご加入いただけます

国民年金の第１号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

【特徴】
○積立方式・確定拠出型の年金です
○保険料の額は自由に決められます
(月額２万円～６万７千円までの間で千円単位で自由に選択)
○終身年金で80歳までの保証付きです
○公的年金ならではの税制上の優遇措置があります
(支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象)
○農業の担い手には、政策支援(保険料の国庫補助)があります
(認定農業者などで一定の要件を満たす方が対象)

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、最寄りのJA(農協)または農業委員会か、農業者年金基金にお問い合せください。

●問い合わせ先
農業委員会(産業振興課内) TEL 72-3111(内線185)
農業者年金基金　TEL 03-3502-3942